

土地利用に関する都市計画決定状況

用途地域

用途地域は、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、都市の将来像を想定した上で、住居、商業、工業等の用途を適正に配分し、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。益子町では約285haの地域に7種類の用途が定められています。

種 別	面 積 (ha)	都市計画決定 (当初)	都市計画決定 (最終変更)	備 考
用途地域	285	S51.8.1	H17.1.6	

- 第一種中高層住居専用地域
中高層住宅に係る良好な住居の環境を守るための地域
- 第二種中高層住居専用地域
主に中高層住宅に係る良好な住居の環境を守るための地域
- 第一種住居地域
住居の環境を守るための地域
- 第二種住居地域
主に住居の環境を守るための地域
- 近隣商業地域
近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域
- 準工業地域
主に軽工業の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る区域
- 工業専用地域
専ら工業の業務の利便の増進を図る地域

特別用途地区

特別用途地区は、基本となる用途地域を補完して地域の特性を活かし、土地利用の増進、環境の保護等を図るため、条例によって建築物の用途制限を定めるものです。益子町では地場産業である陶磁器関連産業の保護育成を図るとともに、地域の住環境の保全を図ることを目的に特別工業地区が定められています。

種 別	面 積 (ha)	都市計画決定 (当初)	都市計画決定 (最終変更)	備 考
特別工業地区	44	H8.4.1	—	